

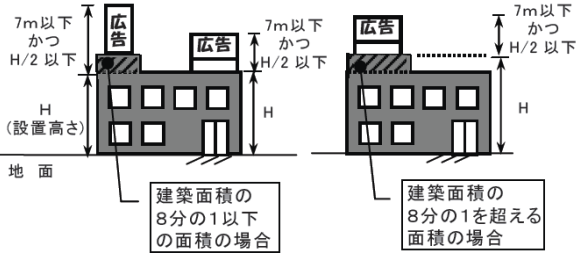
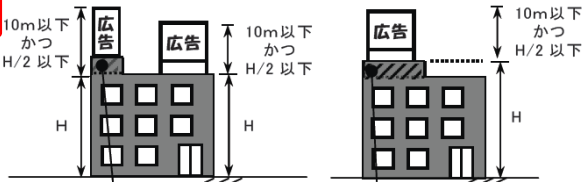
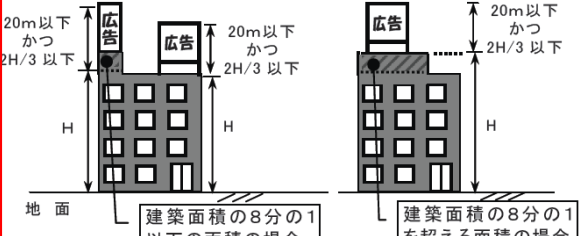
⑥横浜市屋外広告物条例について（平成23年3月25日公布）

（１）横浜市屋外広告物条例とは

- ・横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めています。
- ・条例の詳細につきましては下記の横浜市のHPをご確認ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/okugaikoukoku/#tebiki>

（２）当地区における規制内容

- ・横浜市屋外広告物条例の規制内容は、用途地域ごとに規制内容が異なります。
- ・本地区は下で赤枠を示した3つの地域「第一種住居地域」「準住居地域」「その他（準工業地域、近隣商業地域）」となります。
- ・用途地域を確認のうえ、屋外広告物条例の規制内容をご確認ください。

<p>市街化調整区域 第一種中高層住居専用地域 高さ：7メートル以下 かつ 設置高さの 2分の1以下 表示面積：50平方メートル 以下</p> <hr/> <p>第二種中高層住居専用地域 高さ：7メートル以下 かつ 設置高さの 2分の1以下 表示面積：100平方メートル 以下</p>	 <p>7m以下 かつ H/2以下</p> <p>7m以下 かつ H/2以下</p> <p>H (設置高さ)</p> <p>地面</p> <p>建築面積の 8分の1以下 の面積の場合</p> <p>建築面積の 8分の1を超える 面積の場合</p>
<p>第一種住居地域 高さ：10メートル以下 かつ 設置高さの 2分の1以下 表示面積：100平方メートル 以下</p> <p>第二種住居地域 高さ：10メートル以下 かつ 設置高さの 2分の1以下 表示面積：150平方メートル 以下</p>	 <p>10m以下 かつ H/2以下</p> <p>10m以下 かつ H/2以下</p> <p>H</p> <p>地面</p> <p>建築面積の 8分の1以下 の面積の場合</p> <p>建築面積の 8分の1を超える 面積の場合</p>
<p>準住居地域 高さ：10メートル以下 かつ 設置高さの 2分の1以下 表示面積：200平方メートル 以下</p> <p>その他の地域 高さ：20メートル以下 かつ 設置高さの 3分の2以下 表示面積：映像表示部分の 面積は100平方 メートル以下</p>	 <p>20m以下 かつ 2H/3以下</p> <p>20m以下 かつ 2H/3以下</p> <p>H</p> <p>地面</p> <p>建築面積の8分の1 以下の面積の場合</p> <p>建築面積の8分の1 を超える面積の場合</p>